令　和　６　年　度
第　１　回
会津若松市国民健康保険運営協議会

日　時：令和６年５月１５日（水）午後１時～
場　所：栄町第二庁舎　２階第３会議室

次　　第

１　開　　会

２　諮　　問

３　市長あいさつ

４　議　　事
諮問案件
⑴　会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について（課税限度額の改正）
報告案件
⑴　会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について（応益割に係る軽減判定基準の改正等）
⑵　高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施について

５　その他

６　閉　　会

諮問案件

会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について

1　課税基準の改正

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和６年３月３０日に公布、同年４月１日に施行されたことに伴い、会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

〇担税能力に応じた負担を求めるため、国の基準に準じて課税限度額を引き上げる。

区　分	現　行	改正後	増　減
基礎課税分（医療分）	６５万円	６５万円	－
後期高齢者支援金分	２２万円	**２４万円**	**＋２万円**
介護納付金分（40～64歳）	１７万円	１７万円	－
合　計	１０４万円	**１０６万円**	**＋２万円**

※　国民健康保険税は基礎課税分（医療分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で構成される。

○　改正の影響
（令和６年２月末時点の被保険者について
令和５年度の所得で算定したもの）
国保税課税額　**約200万円**の増加見込み
※　課税額が増加する世帯数
114世帯（全体の約0.75%）

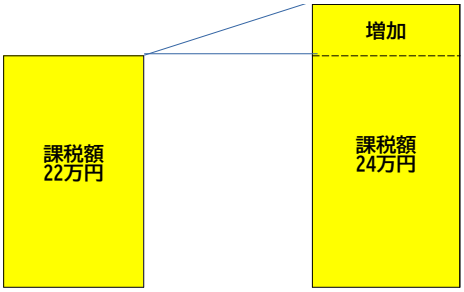

【参考】これまでの改正経過

年　度	基礎課税分（医療分）	後期高齢者支援金分	介護納付金分（40～64歳）	合　計
平成31年度	６１万円	１９万円	１６万円	９６万円
令和２年度	**６３万円（＋２万円）**	１９万円	**１７万円（＋１万円）**	**９９万円（＋３万円）**
令和４年度	**６５万円（＋２万円）**	**２０万円（＋１万円）**	１７万円	**１０２万円（＋３万円）**
令和５年度	６５万円	**２２万円（＋２万円）**	１７万円	**１０４万円（＋２万円）**

2　施行期日

公布の日から施行する。

3　適用区分

改正後の条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告案件(1)

会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について

1　軽減判定所得基準の改正

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和６年３月３０日に公布、同年４月１日に施行されたことに伴い、会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

○低所得者の負担軽減を図るため、国民健康保険税の応益割（均等割・平等割）の５割、２割軽減に係る軽減判定所得の基準を引き上げる。

判定区分	現　行	改正後
５割軽減	基準額 43 万円＋**29 万円**×（被保険者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－１）	基準額 43 万円＋**29 万５千円**×（被保険者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－１）
２割軽減	基準額 43 万円＋**53 万５千円**×（被保険者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－１）	基準額 43 万円＋**54 万５千円**×（被保険者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－１）

※　基準額 43 万円 …　住民税基礎控除相当額
※　給与所得者等　…　一定の給与所得者（給与収入 55 万円超）と公的年金等の支給（60 万円超（65 歳未満）又は 110 万円超（65 歳以上））を受ける者

○　改正の影響
（令和６年２月末時点の被保険者について
令和５年度の所得で算定したもの）
国保税課税額　**約 220 万円**の減少見込み
※　課税額が減少する世帯数
117 世帯（全体の約 0.77％）

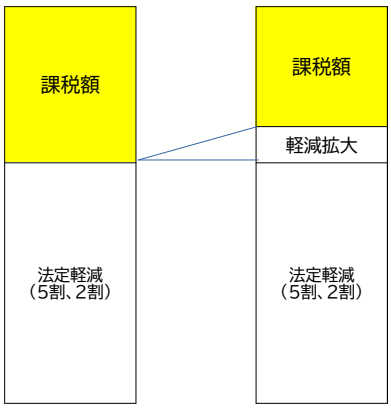

※　軽減分については、保険基盤安定制度により県が４分の３に相当する額を負担し、残り４分の１は市の一般会計からの繰入となり全額補填される。なお、一般会計からの繰入分については交付税措置される。

2　施行期日

公布の日から施行する。

3　適用区分

改正後の条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告案件⑵

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施について

本市では、令和４年度より高齢者の疾病予防や重症化予防と生活機能の改善への対応について一体的に行い、高齢者の心身の多様な課題に対応した、きめ細かな支援に取り組んできました。

令和４年度は１つのモデル地区、令和５年度は３つのモデル地区において実施してきたところ、令和６年度は市内全域で実施いたします。

１　令和５年度の取組状況と成果

⑴　個別的支援

①　低栄養防止、生活習慣病（糖尿病性腎症・高血圧症）の重症化予防

36 名に対し栄養指導や保健指導を実施し、23 名が受診につながりました。

②　健康状態が不明な高齢者の実態調査・支援

62 名に対し訪問指導や電話相談を実施し、39 名が医療・介護サービスにつながりました。

⑵　会場における体力測定・健康教室

①　フレイル予防教室：６団体で 11 回開催　延べ 120 名参加

②　フレイルチェック：３会場で６回開催　延べ 118 名参加

体力測定等により自身の筋力低下等の状態を知り、フレイル予防の大切さを知る機会となりました。

２　令和６年度の実施内容

⑴　個別的支援

①　低栄養防止・生活習慣病（糖尿病性腎症・高血圧症）重症化予防の取組

健康診査の受診結果や治療中断等により支援が必要な方に対し、訪問や電話等による健康相談・保健指導等の支援を行います。

②　健康状態が不明な高齢者に対する実態調査や支援

健康診査、医療、介護サービスに繋がっていない高齢者を把握し、必要なサービスや支援に繋げる取組を行います。

⑵　会場における体力測定・健康教室

介護予防ボランティアや地域包括支援センターと連携して取り組みます。

①　フレイル予防教室の実施

地域サロン団体等に対し、栄養・口腔・運動等のフレイル予防の普及啓発や健康教育・健康相談を行います。

②　フレイルチェックの実施

体力測定等を実施し、栄養や筋力低下等、高齢者の個別の状況に応じ、医療機関や健康診査の受診勧奨、介護サービス等の利用勧奨を行います。